

保健福祉事務所処務規程（平成18年佐賀県訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

平成26年9月16日

佐賀県知事 古川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（保健福祉事務所長の専決事項）</p> <p>第2条 保健福祉事務所長（以下この条において「所長」という。）は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(63) 略</p> <p>(64) <u>母子及び寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）第13条の規定による母子福祉資金の貸付けに関すること。</p> <p>(65) <u>母子及び寡婦福祉法</u>第26条の規定による製造たばこの小売販売業の許可申請に伴う配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦の証明に関すること。</p> <p>(66) <u>母子及び寡婦福祉法</u>第31条の規定による母子家庭自立支援給付金の支給申請の副申に関すること。</p> <p>(67) <u>母子及び寡婦福祉法</u>第32条の規定による寡婦福祉資金の貸付けに関すること。</p> <p>(68) 母子福祉資金及び寡婦福祉資金償還滞納者に対する償還指導に関すること。</p> <p>(69)～(299) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>（保健福祉事務所長の専決事項）</p> <p>第2条 保健福祉事務所長（以下この条において「所長」という。）は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(63) 略</p> <p>(64) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）第13条の規定による母子福祉資金の貸付け及び第31条の6の規定による父子福祉資金の貸付けに関すること。</p> <p>(65) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>第26条の規定による製造たばこの小売販売業の許可申請に伴う配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦の証明に関すること。</p> <p>(66) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>第31条の規定による母子家庭自立支援給付金の支給及び第31条の10の規定による父子家庭自立支援給付金の支給の申請の副申に関すること。</p> <p>(67) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>第32条の規定による寡婦福祉資金の貸付けに関すること。</p> <p>(68) 母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金償還滞納者に対する償還指導に関すること。</p> <p>(69)～(299) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。